

議 事 録

平成 2 5 年第 1 回定例会

[最終日]

平成 2 5 年 3 月 1 4 日 (木)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、１５人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２５年第１回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 承認第２号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業）の内容の変更に伴い、工事請負契約の変更をする必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ承認いただきますようお願い申し上げまして、追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第１号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡市町村職員退職手当組合規約の変更について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を、採決します。 議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第１号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第２号「下水道の排水協定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の１３ページです。 期間のところですが、最初は５年間ということにして、「今後施設の用途廃止を決定するまでの期間とする。」に改めるわけですが、最初から施設の用途廃止を決定するまでの期間でもよかったのではないかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
議 長	下水道課長

下水道課長	お答えいたします。 当初、筑紫野市とは平成１２年頃に結んでいたと思うんですけど、その当時、他のところと結んでいた排水協定、他の類団ですね、が、５年間でやっていたところが多かったということで、当初５年間というふうに定めておったところです。 ただ、地方自治法とか、そういったところにつきまして、特に年限の定めはありませんので、一応、今回「用途廃止をするまで」としたものでございます。以上です。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２号「下水道の排水協定について」を、採決します。 議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２号「下水道の排水協定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	
議 長	日程第４ 議案第３号「筑前町行政区画審議委員会条例を廃止する条例及び筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 梅田議員
梅田議員	この条例廃止、それと附属機関に関する条例の一部改正。 附属機関というのがですね、委員会、審議会、協議会等様々にあると思うんですけども、町としてですね、どれだけ委員会、審議会等があるのか、きちっとした把握は多分されているんだろうと思いますけれども、その精査と言いますか、それがどのようなになっているのかというのがですね、議会の議員としても分からない部分というのが、私感じております。 そういったことで、今回、昭和４９年からですか、行政区画審議会委員が設置されて、そして、その予定もないから、今まで審議会も実施をされてこなかったということの廃止で、今回上げられているわけなんです。 こういうものというのがですね、多く存在するんじゃないかというふうに考えられるわけです。その点、どのようにお考えでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 こういう審議会等につきましては、合併時には、一応きちっと見てはおるんですけども、たまたま制定の経過の時間的余裕もなくでですね、十分に検証できてない部分があるようでございます。 今回申し上げましたように、合併１０年もございますので、こういう委員会の検証もですね、併せてやっていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	しっかり今後やっていただきたいと思いますし、その後の検証結果と言いますか、ということ、きちっと議会にも書面で、実際現状、どれだけ委員会、審議会があるのかということもですね、書面で議会に示していただきたいと思います。要望いたします。
議 長	一木議員

一木議員	同じく私のほうからもお尋ねさせていただきます。 今、梅田議員からも質問の中でございましたように、49年旧夜須町のおりに条例化されて、合併して引きずられているということで、理解をしているところでございます。 この行政区画審議委員会が、合併後ですね、何回ほど開催なされたものなのかなということのをですね、お分かりになれましたら、まず、その点をお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 合併後は全く開催をされておりません。 当然、先ほどありました昭和49年に、旧夜須町で条例できておりますけれども、条例はできましたものの機能しないままに、そのままになっていったという状態だったそうでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	この文字どおりですね、行政区画審議委員会ということで、私なりに考えますのは、合併後ですね、三並校区の中で、小路、陣高、勝山、一八ということでですね、4区が合併いたしまして三並という行政区になりました。 そのことはまた、ちょっと置きまして別でございますけれども。 筑前町の現在の中心にはですね、朝日区内ですね、朝日区内の中に、まん中に二の行政区がですね、飛び地でございまして、周りはすべて朝日地内で、飛び地で二がございまして。 また、水田もですね、松延地内に吹田というふうな、そういった場所等もございましてですね、私が思いますにはですね、やっぱりそういったところの歴史というのがあるかと思われましてけれども、やはりいつかのおりにはですね、その辺りをしっかりと把握をなされて、調査をなされた上でですね、きちっとやっぱりすべきではないかなというふうに思ったところでございます。 今の点についてのお考え等がございましたら、ご答弁を求めたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	昭和49年の条例制定のときについてはですね、どうもお聞きをしますと、篠隈新道と篠隈とか、篠隈新道と福島の関係とか、その辺のところをですね、出入りが少しあるということで、行政区域をどっちにしたらいいだろうかという話をしようかなということで、制定されたそうでございます。 今、一木議員申されますのは、元々の飛び地として、お互いが認めてきた土地でございまして、これは、地元からですね、きちっとこれはもう今回変えたいという要望が上がってくればですね、当然それはそういうふうな処理をしていかなければいけないと思いますが。 永々と経過もあるでしょう、そこに飛び地があった経過も確かあると思いますから、そのことを十分理解した上に、もうそれは必要ないということになれば、行政区画を当然町のほうで審議をして、県に申達するをするなりして、区域の変更等も行っていると思いますので、地元からの、まずそういう問題の提起があつてからということで考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	私も、この条例の一部改正することには、賛成でよろしいわけでございますけれども、そういった町内にはですね、いろんな状況等もあるということをご承知いただきながら、このままでいいのかなというふうに疑問に思うところがございまして、この条例の一部改正されたとしてもですね、そういったところにつきましては、また、

	ご検討等も含めていただければというふうに申し上げて、以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	一木議員の質問とちょっと重なるんですが。 この行政区画審議会がなくなったとき、そういう飛び地を自分たちの区にという要望が地元から上がった時は、どこで審議をされるんですか。
議 長	総務課長
総務課長	これはですね、その関係区で、行政も一緒に入りまして協議をして、決着をしていくということで考えているところでございます。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第3号「筑前町行政区画審議委員会条例を廃止する条例及び筑前町附属機関に関する条例の一部改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第3号「筑前町行政区画審議委員会条例を廃止する条例及び筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第4号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第4号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第4号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第5号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。

	これから、議案第5号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第5号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 川上議員
川上議員	25年度に県営ため池整備事業、3件取り組むということで報告を受けました。これは大きな経費がかかるわけですが、1億6千万、7千万とも聞いておるわけですが。 今までこの事業を利用して、何件ぐらい取り組まれたのか。また、今後何件ぐらいの要望があっているのか、まずお伺いいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 合併しましてから4件、4カ所の工事が行われております。 今後、今、要望等も含めまして3件上がっております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	この事業費が1億5、6千万かかれば、受益者負担が1千万以上かかるということですね、非常に高額な受益者負担が必要となってきます。 しきらない地区と言いますか、取り組みたいけど、この自己資金が1千万になれば、これは無理かなというふうなことがですね、今後想定できるんですが、何か良い手立てがないものでしょうかね、まず、それからお伺いいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 要望される地域におきましては、地権者と耕作者との関係で、人数が少ないところもあるかと思います。 そういう部分につきましては、やっぱり今申されますように、多額なお金がかかるということで、県営ため池事業にしますときの要件としてございますのが、堤体の改修でありますとか、取水口の改修、洪水吐等の、そういう必須条件が出てまいりますので、部分的改修というような形を望まれます場合には、前からも申し上げております農地・水・環境向上活動、それから、町の農業土木の単独事業、それから、県の農村環境事業等を、相談があった場合については進めているところでございますが、三牟田のため池もそういうことで、部分的改修ということで、農地・水向上活動を利用して、今後やられるような予定もでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	昨年の12月ですね、小郡市の花立区ですかね、区長さんと両筑土地改良区の総代の方とお会いをしました。あそこが3つのため池をお持ちなんですが、2つはきれいに出来上がっております。 それで、受益者負担がいくらかかりましたですか、ということでお聞きしたんですが、いや、全然かかりませんでしたと。小郡の市長のおかげですというような形で

	すね、聞きまして、そういうことですか、ということと言ったんですが。 確かに小郡はため池が少のうございます。そういった関係もあると思いますが、筑前町のように60個もあればですね、当然、私もそういうことが、受益者負担は必要だということは考えております。当然ですね。 ただ、何と言いますか、ため池工事、やはり結構工事費は、私はかかると思います。農地・水ですのような金額ならですね、それはもう3割負担、町単で私たちもいいと思うんですが、そのちょうどあい中と言いますかね、1億とか7千万とかかかるようなときに、そういうときに、県が査定すれば1億5千万も2億もかかるとなれば、そういうときなんですよ。に、どうしたらいいかということ、これが一番問題でですね、私はそこら辺を一番心配しているんです。 辞退してですね、もう荒廃すると、また後が、工事やるときにかさむというようなこともあると思うんですが。 ただ、課長が言いました要件ですね、いくつも要件に達しないと、県営事業には当てはまらないということなんです。 そこら辺の要件緩和をですね、ひとつ、これは町長のほうから、トップでですね、要件緩和をひとつ相談できないものかと思ってですね。ぜひ、そういうふうなところをしていただかないと、中間的な5千万とか1億ぐらいでできればですね、6%の負担なら、そのくらいならどうかなりやせんかというような形まで、今、話が出ているんですよ。 ですから、その辺をひとつトップ会談でですね、ぜひ要件緩和等のご相談等ができないか、町長の見解をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員が申されるのももっともだと思います。 いろんな補助事業がありますけれども、やっぱり県によってばらつきがあるんですね。そういった実態も十分認識しながら、そして、そういった相談も県のほうにしていきたいと思います。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第7号「筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	篠隈保育所ですが、指定管理のときに支払っていた運営費、それと、今度民営化ということで、認可の補助金が出ると思うんですけども、どれぐらい差があるですか。
議 長	こども課長

こども課長	お答えいたします。 篠隈保育所のときに支払いをしておりました運営費につきましては、民間保育所の計算に準じて支払っておりますので、民営化になったとしてもですね、基本的な計算の仕方は変わりません。 ただ、その基本的な計算した運営費に対して、保育料徴収額を差し引いた残りの4分の3が国、県の補助で賄われるということでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	指定管理にしても民営化にしても差はないということですか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 指定管理の場合は、位置付けが公設民営ということで、国、県の補助対象ではございませんが、今度民営化すれば完全民営化ということで、国、県の補助対象ということで、財源が変わってまいります。以上です。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第7号「筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第7号「筑前町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第8号「筑前町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を、議題とします。 ここで、健康課長より訂正の申し出がありますので、これを許可します。 健康課長
健康課長	議案第8号中に、文字の誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに訂正させていただきたいと思います。 28ページの3条の第1項でございますけれども、最後のほうに、招集するの「招集」が間違っておりまして、手偏が抜けております。「招く」のほうの「招集」でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第8号「筑前町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を、採決します。 議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第8号「筑前町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

	て」は、原案のとおり可決されました。
日程第 10	
議 長	日程第 10 議案第 9 号「筑前町人権施策推進審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 9 号「筑前町人権施策推進審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 9 号「筑前町人権施策推進審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 11	
議 長	日程第 11 議案第 10 号「筑前町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 10 号「筑前町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第 10 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 10 号「筑前町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 12	
議 長	日程第 12 議案第 11 号「筑前町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の 60 ページです。 歩行者専用道路について、お尋ねします。 「2m 以上とするものとする。」とありますが、今、2m 以上になっていない歩行者専用道路というのはあるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 2m 以下の歩行者道路があるかどうかということについてでございますが、ちょっと道路台帳等で調べさせていただきたいと思います。

	後でお答えしたいと思います。
議 長	河内議員
河内議員	もし、その台帳で見てですね、2m以下しかない専用道路があったら、今後改修していかれるわけでしょうか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 自転車・歩行者道というのが、道路台帳で調べたら、おそらく1路線だったと思いますが、ありますが、狭いところも、2mあるところもありますので、その部分については、町と県の歩行者専用道路がありますので、そこ辺は協議をしながらですね、できるかどうかを確認していくしかないと思っております。 今、言っておる場所はですね、三輪地区の元蘇州園というところがありますが、永徳酒家ですかね、現在ですね、その裏になっております。国道の歩道の代わりにあります、旧道沿いのですね、そういうところはありますけど、一応そういう意味でございます。終わります。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第11号「筑前町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第11号「筑前町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議 長	日程第13 議案第12号「筑前町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第12号「筑前町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第12号「筑前町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 議案第13号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員

河内議員	議案書の65ページです。 第3条の2の(1)ですね、「町の区域内に設置する公園の町民1人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の町民1人当たりの敷地面積の標準は5㎡以上とする。」とありますが、現在ある公園は、基準をすべて満たしているのでしょうか、お尋ねします。
議長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 これは、町民1人当たりの該当面積ということで10㎡、町内全体では10㎡、それから用途地区内におきましては、5㎡と定めておるわけでございまして、それぞれの面積が、その面積をクリアしておるかということではございません。 それと、あと1つは、10㎡以上とするということは、これは、目標面積としてこれを掲げておるわけでございます。以上でございます。
議長	河内議員
河内議員	10㎡以上は目標ということですが、現在どれくらい、1人当たりあるのでしょうか、お尋ねします。
議長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 緑の基本計画のほうにですね、町の目標とする1人当たりの公園面積を定めておりまして、平成28年度、中間年です。中間年で8.59㎡。それから、平成38年度、目標年度につきましては14.88㎡ということで定めております。 現在は、筑前町全域としては4.84㎡、それから、市街地区、用途地区内ということですが、それは3.58㎡ということでございます。以上です。
議長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第13号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第13号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第15	
議長	日程第15 議案第14号「筑前町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	語句の意味が分からないので、教えてください。 70ページ、(3)のオです。段鼻というんですかね。 それと、ケのけあげと、その下のけこみ、どういうものか教えてください。
議長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 図面で用意するのが一番分かりいいと思うんですけども。 段鼻、よろしいですか。階段があります。階段がこんなふうについています。こちらに上がります。ここが一番先のことを段鼻と言います。

	それから、けあげは、この高さ、階段の高さです。これを16cm以下にするということでございます。 けこみというのは、階段が、普通ちょっと中に入っておりますですね、下がこう、足が入るように。ここと、こことの差、ここをけこみと言います。 大工さんとかは、ころびとか言う場合もございます。以上です。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第14号「筑前町高齢者・障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第14号「筑前町高齢者・障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第16	
議 長	日程第16 議案第15号「平成24年度筑前町一般会計補正予算(第7号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 金子議員
金子議員	財政課長に、繰越明許費について、質問します。 分かりやすいように、繰越明許費の資料の8ページでいきたいと思います。 この上から5段目までの分ですね、これは、25年度当初予算に出て来るものを、わざわざ今度の補正で町債をあてがって補正をした。そして、さらにまた25年度に繰越明許費で、25年度に送ると、ですね。 このややこしい手法であろうかと思いますが、そういう手法を取られるということは、非常にこの中でメリットがいろいろ出てくるから、こういう手法を取られてあるのだらうと思うわけですね。25年度分を前倒しで補正しとって、また、25年度に戻すというようなやり方と思いますが。 この手法を取った場合に、この中でメリットをですね、あると思っただけでありますが、その全貌を説明いただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	繰越明許の関係でございますが、1番から5番まで、すべてがですね、今回当初予算で組んでおるというわけではございます。 実は、1番と2番につきましては、25年当初予算のものを、24年度の補正にしたものでございます。 それからまちづくり交付金、3番目の部分については、路線が2本ございまして、1本についてはですね、25年度分の路線の分を前倒ししますけど、1本は24年度から組んでおったものでございます。 ただし、これは交付金が大きく減額されました関係で、本来でありましたら補正予算、減額補正をする予定でございました。 ところが、国の補正予算の関係で、そのままにして、未契約で繰り越すという形になります。 それと、4番、5番につきましても同じように、24年度当初予算で組んでおりま

	した。これについても交付金が半分以上しか交付されないというような状況でございましたもんですから、基本的には、再三要望は、担当課はしておったと思いますけれども、補正で減額をしようとしておりましたが、今回の国の補正予算でですね、そのままにして、やるということになりました。 なぜかと言いますと、国がですね、今度の補正の中で、13兆円からの今度補正予算を組みました。その中で、公共事業に重点配分をされましたんですけれども、それを取りまとめたところ、あまり手が上がらないと。なぜかという、やっぱり負担が多いと、自治体負担がですね。 そのためにですね、今回、24年度に限りですけれども、地域の元気臨時交付金というものを措置しましょうと。一般財源の交付税の率によって、財政力によっても違うんですけど、80%ぐらいはその分見てあげましょうと。これは、24年度に限りでございます。 そういった関係で、メリットがあるということで、その分については、24年度で、補正でやっていこうという考え方で、そういったことで、こういう組み方をさせていただきました。以上でございます。
議長	川上議員
川上議員	予算書の27ページの5款1項7目そったく基金事業費の19節負担金補助及び交付金について、質問をいたします。 やはり農業の振興とですね、それからファーマーズマーケットのための、私は負担金補助及び交付金ということで、このそったく基金事業は予算化されたと思うんですが。 この委員会の中で、この事業のために使っていただくということで、これだけの2,400万からですね、計上されておりましたのに、半分以上が利用されていないと。本当に、このそったく基金の目的と言いますか、これでは反映されていないと、私は判断したわけですが。 この4点、周知徹底はどのようにされたんでしょうか。また、どういうふうな結果が出てきたんでしょうか、お伺いいたします。
議長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 19節の負担金補助及び交付金の方でございますけれども、大きなものが直売所活性化事業の部分で、これは、町内4カ所の直売所に、上限200万の補助で、事業を行いませんかという取り組みがございました。 これは、とまとさんとみなみの里が取り組みをやりましたけれども、あとひまわり市場、いちごさんが取り組めなかったということがございます。 それから、重点品目の産地強化対策事業でございます。JAさんと普及センターが進めております、とよみつひめ、それからアスパラガス、ほうれん草に対する助成でございますけれども、大きく言いますと、県の補助事業に乗らない、とよみつひめの場合の施設の改修、新設というふうなことで、大きくはそこが上がってこなかったということで、取り組みとしては、もうJA、普及センターを通じてですね、農家の方に説明をしながらやらせていただきましたけれども。やっぱり個人負担の部分がございまして、どうしても呼びかけましたけれども、活用がなかったということが大きなものでございます。 それから、雨よけハウス、それから農産物加工所につきましても、申請はございましたけれども、JAさん、直売所含めて出荷者の方々にも説明を申し上げましたけれども、手が上がらなかったということがございます。 そういう関係で、減額させていただきました。以上でございます。

議 長	川上議員
川上議員	取り組みは周知徹底されたと思うんですが。 ということであれば、この事業自体がですね、主体が本当に必要だったのかということまでなってきますので、ぜひ今後は、このところを十分検討されて、有意義な基金の活用をお願いしたいと思います。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	2点質問いたします。 14ページ、歳入の分ですが、不動産売却収入で4,527千円。これ、説明があったのかもしれませんが、再度説明を求めます。私が聞いてなかったのかもしれませんが。 それとですね、34ページのめくばーる図書館費、子どもの読書活動推進協議会と運営委員会ですが、減額になっているところですが。 おかげさまで子ども読書活動推進協議会等のお骨折りですね、筑前町子ども読書活動推進計画の策定があったわけなんです、その中に毎月23日、家庭の日を設定して、家読とか省テレビ、省ゲームデーをやるというふうになっているということで、全協で説明を受けましたけれども。 この点具体的にどのようにやっていかれるのか、なかなかやはり住民の方に多くこのことを啓発、周知していただかないとですね、子どもと家庭、家族との関係で、なかなか取り決めない部分もあるんじゃないかなというふうに考えるわけですが、その点をお尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	14ページの関係の財産売却収入の件につきまして、私のほうから説明申し上げたいと思います。 歳入の説明の中で申し上げてはおりましたんですけども。 公共物ですね、法定外の公共物、里道だとか、そういった部分のですね、払い下げの申請がございまして、もうその実際活用がないものについては、一応払い下げをしていくといったものの財産。 それから、未活用の町有地が、一定面積のものがございます。それについても、基本的には公売をしていこうという考え方で、その部分がありまして、それが1件、今のところですね、この予算を立てたときでございますけれども、1件そういうふうな払い下げの希望がっておりますから、そういった分を見込んで、この部分については予算措置をしております。以上でございます。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 子ども読書活動推進計画の啓発ということであろうかと思っておりますけれども。 これの啓発については、まず、計画書と同時にダイジェスト版を作成をしております。これについては、幼稚園それから小中学校の保護者に、全員に配布をいたします。 そして、毎年新しく新入生に上がって来る保護者に配布をするように計画をいたしております。 また、啓発にあたってはですね、幼稚園、保育所それから学校、それから町の公立図書館で、様々な発行物等にですね、例えば学校でありますと、図書館だよりであるとか、そういったものを通じて、その啓発にですね、毎月の23日の読書の日の啓発に努めて、それを周知したりとかということ、そういった機会を通じて行っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	里道とか未活用の部分ということで、もし場所等を具体的に説明ができるのであれば

	ばお聞きしたいと思います。 それと、子ども読書の分ですが、当然ダイジェスト版とかいろいろ手立てはされるところだと思います。 しかしながら、毎月２３日、子ども読書の日ですよということを、きちっと毎回毎回お伝えしていかないと、やはり配っただけ、口頭で言っただけというのは定着していかないんじゃないかなと思いますし、私が考えますに、防災無線等でですね、本日は子ども読書の日になっていますので、家庭で本を読みましょうとか、ゲームはなるべく控えましょうとか、なんかそういうふうな啓発の仕方も、１つの方法としていいんじゃないかなというふうに考えるわけですが、その点の見解をお尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	財産収入の関係、先に申し上げたいと思います。 里道等につきましては、町内何カ所かございます。４件、今のところ払い下げが、それは終わっております。 あと未活用財産につきましては、朝園地内の町有地がございました。公営住宅のものがございましたが、そこを一応公売にかけております。その分でございます。以上でございます。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、防災無線それから町の広報等も通じて行っていききたいと思いますし、その後についてはですね、例えばカードを作ったりして、チェックできるようにですね、どれだけ本を読みましたとか、あるいはどれだけ省テレビを実施できましたとか、そういったものも作りながらですね、将来的にはより啓発を高めていきたいというふうには考えておるところでございます。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１５号「平成２４年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」を、採決します。 議案第１５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第１５号「平成２４年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１７	
議 長	日程第１７ 議案第１６号「平成２４年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１６号「平成２４年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」を、採決します。 議案第１６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第16号「平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第18	
議 長	日程第18 議案第17号「平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第17号「平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第17号「平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第19	
議 長	日程第19 議案第18号「平成24年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第18号「平成24年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第18号「平成24年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第20	
議 長	日程第20 議案第19号「平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第19号「平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第

	2号)について」を、採決します。 議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第19号「平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第21	
議 長	日程第21 議案第20号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算(第4号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第20号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第20号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第22～ 日程第29	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第22から日程第29までを一括議題とします。 一括議題とした日程第22 議案第21号から日程第29 議案第28号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。 矢野勉委員長
委 員 長	予算審査特別委員長として、予算審査特別委員会の審査を報告します。 本会議で一括議題として付託されました議案第21号から議案第28号は、3月12日と13日の2日間、慎重に審査した結果、本委員会は、お手元にお配りしておりました委員会審査報告書のとおり可決することに決定しましたので、会議規則第75条の規定によって報告いたします。以上です。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした議案第21号から議案第28号までに対する委員長の報告は、可決です。 議案第21号「平成25年度筑前町一般会計予算について」から、議案第28号「平成25年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」まで、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第21号から議案第28号までは、委員長報告のとおり可決されました。
日程第30	
議 長	日程第30 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議

	題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	別冊の平成25年第1回筑前町議会定例会追加議案書をよろしく願いいたします。 2ページをお開きください。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 平成25年3月14日提出、町長名です。 提案理由でございます。 町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業）の内容の変更に伴い、工事請負契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。 次のページをお開きください。 専決処分書でございます。 平成25年専決第3号、専決処分書。 平成24年7月2日付、第36号議案をもって議決された町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業）請負契約の締結に係る議決内容の一部を別添のように専決処分する。 平成25年2月28日、町長名でございます。 工事の請負契約の内容でございます。 工事名は、町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業）でございます。 契約の方法は、変更前が指名競争入札、変更後が随意契約でございます。 請負金額でございます。変更前が86,100千円、変更後が86,520千円、420千円の増額でございます。 工事請負人は、株式会社平田組 筑前支店でございます。 工事箇所は、筑前町下高場地内でございます。 工事の概要については、別表により説明をいたします。 表に、変更した工種と、それから変更前、変更後の数量の順に記載をいたしております。 まず、道路工事延長を392.8mから398.4mに5.6m延長しております。 道路工事延長につきましては、道路終点部の土留め工事箇所を、設道の取り付け部分の形状の関係から、土地境界まで延伸したことによる増でございます。 擁壁工につきましては、183㎡から312㎡に、129㎡の増でございます。 擁壁工の増につきましては、現場管理上計画車道の路肩幅員が確保できない箇所がありまして、構造物で幅員確保を行ったものでございます。 側溝工は、618.5mから654.2mに35.7mの増でございます。 側溝工につきましては、当初一定区間ごとに暗渠管を配置しまして、側溝排水の流末処理を行う計画でございましたが、現地検討の結果、側溝の連続性を保つほうが、道路構造の形状から、道路雨水の速やかな排除が可能であると判断したことによるものでございます。 これらの増工によりまして、歩道の舗装工の977㎡につきましては、減額をいたしております。 なお、工事は補助金の交付額内で施工をいたしておりまして、歩道の舗装工事につきましては、車道部分の舗装工と併せまして、来年度以降に着手することで計画をいたしております。

	3番の工期です。平成24年の7月3日から平成25年の3月29日まででございます。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 矢野議員
矢野議員	これの内消費税と書いてありますけど、1千円違うんですけど、42万上がったんで、21千円になりますので、1千円違ってないかなと思ってますけど。 それは、万単位でするんでしょうか、1千円は捨てるんですか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 確認しました。このとおりでございました。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第31	
議 長	日程第31 発議第1号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について」を、議題とします。 本件について、説明を求めます。 矢野勉議員
矢野議員	それでは、ただ今から発議第1号の提出理由の説明をいたします。 お手元にお渡ししています議会提出議案の1ページをお開き願いたいと思います。 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。 賛成者、ここに書いておりますように、久保大六議員、河内直子議員、内堀靖子議員であります。 提出の理由、ここに書いておりますように、市町村では、森林の整備・保全等の森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。 よって、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みを早急に構築するよう、上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、議案を提出する理由であります。 次の2ページです。 これにつきまして、この意見書案、要約をして説明をさせていただきたいと思います。 わが国は、京都議定書において、平成20年から平成24年の5年間の間に、温室

	効果ガスを６％削減すると、そのうち３．８％を森林吸収量によって確保するとしております。 このような中、地球温暖化対策のための税が平成２４年１０月に導入されたが、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成２４年度税制改正大綱において、平成２５年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めるとされておることにより、記の下に書いておりますように、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。という意見書提出を、関係各庁に送付したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上であります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第１号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書について」を、採決します。 発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第１号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。 ただ今可決されました発議第１号については、地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁に意見書を提出いたします。
日程第３２	
議 長	日程第３２ 請願第１号「拉致問題意見書決議に関する請願書」並びに発議第２号「拉致問題の早期解決を求める意見書について」を、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告並びに関連して、発議第２号の説明を求めます。 河内直子文教厚生常任委員長
文教厚生常任委員長	ご報告します。 本定例会初日の３月５日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第１号につきまして、去る３月６日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。 請願第１号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 採択について、挙手による採択を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は、意見書提出を願意としていることから、発議第２号を提出いたします。 これより、提案説明を行います。 議会提出議案書の４ページをお開きください。 拉致問題の早期解決を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び筑前町議会会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者、河内直子、賛成者、田中政浩議員、山本久矢議員です。 提出の理由、今だ北朝鮮による拉致問題は解決しておらず、政府にはこの拉致事件

	の全面解決、即ち拉致被害者全員を早急に救出する重い責務があります。 上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由でございます。 5ページをお開きください。 拉致問題の早期解決を求める意見書 平成14年、北朝鮮は拉致を認め、5人の拉致被害者を帰国させました。しかし、それ以降、5人の拉致被害者の家族の帰国以外の進展はありません。 北朝鮮の地で、我が国からの救いの手を待っている拉致被害者らの苦しみと我が国で帰りを待つ家族の苦痛は筆舌に尽くしがたいものがあります。 政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。しかし、それ以外にも、北朝鮮に拉致された疑いが排除されない多くの事実が存在しています。これは、政府も認めている事実です。 一昨年末、北朝鮮の最高指導者である金正日が死亡しました。後継者である金正恩の政権運営はいまだ不安定であり、金正日の死は、救出の好機となります。今こそ、金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的な交渉の場に引き出さなければなりません。 拉致問題は、我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ許し難い人権侵害です。よって、本町議会は、国会及び国に対し、日朝平壤宣言に立ち返り、すべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望します。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。 衆議院議長、参議院議長、関係の内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣宛て提出をいたします。議長名で提出いたします。 以上で、文教厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。ご賛同をよろしくお願いします。
議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 金子議員
金子議員	私も拉致問題の早期解決を望む1人ではありますが、特に文教厚生委員会の方にはご迷惑をいただいたわけでございます。 しかし、請願を採択する上です、政治的、道義的責任を負うことになります。そこで質問をします。 筑前町議会が提出する意見書の中で、まず、1点目が、故人に対しての呼び捨てがあり、また、どのような方であっても、人の死を好機と捉えたような文面があります。 これは、政治の世界では、あくまで政権の範囲であって、許されることではないと思います。 それから2点目、「金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的な交渉の場に引き出さなければなりません。」というような文面があります。 この文面は、外交上であっても非常に難しいというような状態、ということは、この問題は、外交上の問題であると思うわけでございます。 議員必携の277ページぐらいであると思いますが、そこにもはっきり記載してあるとおりです、これは、町村議会の権限外の請願ではないかと、私は思うわけですが、見解を伺います。
議長	文教厚生委員長
文教厚生常任委員長	お答えいたします。 3ページの委員会の意見として、国の外交に関する請願ではあったが、福祉と利益に関連があり、拉致被害者の1日も早い解決は、多くの国民の願うところである。と判断したために、この請願を採択したわけですが。

	先ほど金子議員が言われました議員必携277ページ、ここにも戒められています。 国の外交に関することや町村の権限外のものまで、今請願に出される傾向があると。こうした動向に対し、特に町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されたいという請願を採択することは、一般的に好ましくないとされているので、慎重な配慮が必要である。しかし、請願等の内容が、広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ住民の関心が高いものについては、法定受託事務であろうと、自治事務であろうと、公益に関する事件として認められる限り、その請願を採択し、その趣旨の実現を図るため、意見書を議決して、国会または関係行政庁に提出することができることも書かれております。 今後こういう請願が出た場合は、議会運営委員会などで慎重に審議していくことをお約束します。以上です。
議 長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 原案に反対者の発言を許します。 金子議員
金子議員	反対の立場で討論をいたします。 筑前町議会として提出をする中でですね、先ほど述べましたような、故人の名前を実名で出し、さらにはその死を好機の如く表した文章が残っている範囲では、私は賛成できませんので、反対を表明して討論にかえます。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 (討論なし)
議 長	これで、討論を終わります。 次に、発議第2号について先議します。 お諮りします。 これから、発議第2号「拉致問題の早期解決を求める意見書について」を、採決します。 発議第2号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、発議第2号「拉致問題の早期解決を求める意見書について」は、採択することに決定しました。 なお、請願第1号「拉致問題意見書決議に関する請願書について」は、採択すべきものとみなします。
日程第33	
議 長	日程第33 発議第3号「筑前町議会録音テープの保管及び取扱規則の一部を改正する議会規則について」を、議題とします。 本件について、説明を求めます。 矢野勉議員
矢野議員	それでは、議会提出議案書の6ページをお開き願いたいと思います。 発議第3号「筑前町議会録音テープの保管及び取扱規則の一部を改正する議会規則について」 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。 賛成議員は、ここに書いておりますように、久保大六議員、河内直子議員、内堀靖子議員であります。

	提出理由、筑前町議会会議規則を作成するにあたり、録音テープを使用していましたが、電子媒体などに変更するため、本規則の一部を改正するものであります。 次に、7ページを見ていただきたいと思います。 筑前町議会録音テープの保管及び取扱規則の本条文中の「録音テープ」を「記録媒体」に改めるものであります。 附則、この規則は、公布の日から施行するものです。 以上、提出の理由の説明といたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第3号「筑前町議会録音テープの保管及び取扱規則の一部を改正する議会規則について」を、採決します。 発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第3号「筑前町議会録音テープの保管及び取扱規則の一部を改正する議会規則について」は、原案のとおり可決されました。
日程第34	
議 長	日程第34 「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第35	
議 長	日程第35 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了いたしました。 田頭町長

町 長	閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 たいへんお疲れ様でございました。 3月定例会議案、すべて慎重審議の上、承認・可決いただきありがとうございました。 しかしながら、予算委員会、本定例会での様々な意見につきましては、しっかり聞く耳を持って受け止めさせていただきました。執行部にとっても真剣な意見も多く、今後の政策提案の参考にさせていただけるものと思います。 私も任期最後の定例会でございます。また、3月をもって退職する職員もおります。議会冒頭申し上げましたように、4年間、住民、議会、職員で築き続けたまちづくりは、間違いなく前進していると思います。 まだまだ課題山積ではございますけれども、これからも大切な筑前町のために、執行部と議会、しっかり議論して、住民が、そして子や孫たちが認めてくれる町になることを祈念して、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成25年第1回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れ様でございました。 (15:30)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 宮 原 均 8 番 議 員 久 保 大 六 9 番 議 員 一 木 哲 美